

## 障害者職業能力開発校の在り方に関する課題について（案）

### 1 科目について

科目についての課題として、以下の2点が考えられる。

- ① 多くの科目が、1年（一部6か月、2年）訓練であるとともに、開講時期が4月当初であるため、年度末離職者が入校できない。
- ② 生活リズムが不安定である精神障害者等に対して、当初から6か月～2年訓練に受講あつせんすることが困難である場合がある。
  - ※ 国立県営の障害者職業能力開発校における全86科のうち年度途中で募集を行っている科は10科（11.6%）に留まる。

### 2 体制について

体制についての課題として、以下の2点が考えられる。

- ① 受講生1人当たりの訓練指導員数等の配置基準がなく一般の職業訓練の基準を準用している。
- ② 居住地からの通所が困難な場合には入寮することを想定してブロック単位で設立されているが、寮における夜間緊急時の対応が体制的に困難であるため、一部の校で精神障害者等の入寮が制限されている。
  - ※ 普通課程の普通職業訓練における職業訓練指導員に関する基準  
職業訓練指導員の数は、訓練科ごとに訓練を行う1単位の訓練生につき3人（30人を超える訓練生を1単位とする場合には、4人）を標準とし、訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度又は指導の難易に応じて増減した数とすること。【職業訓練の運用について（平成24年3月30日付け能発0330第18号）】
  - ※ 原則的に障害種類による入寮制限を設けていない  
国立障害者職業能力開発校の数：5／13校

### 3 研修について

研修についての課題として、以下の2点が考えられる。

- ① 県営校の訓練指導員にとって、障害に関する専門知識（特に精神障害）を得る機会が十分ではない。
- ② 各校指導員は国リハ・吉備リハで実施している研修の受講を希望しているが、研修期間中の代替要員がいなかったため円滑な研修受講に支障が生じている。

※ 国立県営障害者職業能力開発校における職業訓練指導員は、一般的には、障害者に対する職業訓練を専門的に行うものとして採用されているわけではなく、一般の職業能力開発校でも勤務する中で一時的に障害者職業能力開発校に勤務している。

#### 4 施設について

施設についての課題として、以下の2点が考えられる。

- ① 多くが郊外型となっており、生活リズムが不安定な精神障害者等の日々通所に向かない。
- ② 寮の多くが2人以上部屋となっており、入寮者間でトラブルとなり退校する事例もある。

※ 個室を設けている国立障害者職業能力開発校の数：2／13校

#### 5 周知について

周知についての課題として、以下の3点が考えられる。

- ① ブロック単位で設立されているものの、入校生のほとんどが設置県出身者である。
- ② ハローワークにおいて、職業訓練の受講あっせんという選択肢を検討せずに福祉施設等に職業紹介が行われている例がある。
- ③ 福祉施設等に対する職業訓練の周知や情報共有が各都道府県の運用に委ねられ、十分に実施されていない可能性がある。

※ 別紙参照「平成27年度障害者職業能力開発校 出身地域別入校状況」

※ 平成16年度から平成25年度まで、効果的な職業訓練の実施、就職支援の検討を行うため、プロモーターを配置して、雇用、産業動向、福祉・教育施策の状況、地域職業訓練ニーズ等の情報交換を通じて、会議を設置・運営する事業（職業能力開発基盤整備事業）を実施していたが、平成26年度に予算措置がされなかったことから、現在は既存の会議を活用して職業能力開発施策の周知や共有が行われている場合が多い。

#### 6 財源について

財源についての課題として、以下の2点が考えられる。

- ① 各障害者職業能力開発校の運営委託費について、平成26年度実績で6.5億円（国立県営全11校のうち8校の総額）の持ち出しがある。
- ② 各校の施設整備や訓練機器の調達に関する費用についても、対応が不十分となっている。